

社会福祉法人「福岡いのちの電話」理事長専決規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人福岡いのちの電話定款第26条に規定により、理事長専決事項の範囲及び内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 同定款第26条第1項ただし書きに定める理事長が専決できる日常の業務として理事会が定めるものは、次の業務とする。ただし、当該業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会及び評議員会において選任する他の理事が専決する。

- 1 重要な人事を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次に掲げるような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等なお、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は次のとおりとする。

工事又は製造の請負	50万円
物品等の買入	30万円
その他	20万円
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受け入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 10 その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること

附則 本細則は、平成29年4月1日より施行する。

